

# 拡充のポイント

今まで

## ① 対象事業場の拡大

対象事業場：  
事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が  
**30円以内**の事業場

例：地域別最低賃金が888円の地域において

事業場内最低賃金が**920円**（差額32円）の工場

対象外

## ② 賃金引き上げ後の申請

必要な手続き：  
事前に以下2つの計画を提出

- ・ 賃金引き上げ計画
- ・ 事業実施計画（設備投資等の計画）

事業実施計画

賃上げ計画

を提出し、計画の審査を受けます。

- （審査の上、交付決定を受けたら）
- ・ 計画に基づく賃上げの実施
  - ・ 計画に基づく設備投資等の実施

## ③ 助成率区分の見直し

事業場内最低賃金額	助成率
870円未満	9/10
870円以上 920円未満	4/5 (9/10)
920円以上	3/4 (4/5)

（）内は生産性要件を満たした事業場の場合

拡充後

拡充後

拡充後

拡充後

対象事業場：  
事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が  
**50円以内**の事業場

（先ほどの例）  
事業場内最低賃金が**920円**の工場

対象に！



差額が50円以内に拡大されたので、助成金が受けられるようになりました



<対象>  
事業場規模50人未満のみ

2023年4月1日から12月31日までに賃金引き上げを実施していれば、賃金引き上げ計画の提出は不要となりました

以下の書類の提出は必要です

- ・ 賃金引き上げ結果
- ・ 事業実施計画（設備投資等の計画）

注）設備投資等はあくまでも導入前であることが必要。

事業実施計画

賃上げ結果

900円未満	9/10
900円以上 950円未満	4/5 (9/10)
950円以上	3/4 (4/5)

（）内は生産性要件を満たした事業場の場合